



## 米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ(LPS)が日本の租税法上の「法人」に該当すると判断した最高裁判決について

執筆者: 宮塚 久、北村 導人、天白 達也、今井 政介

平成 27 年 7 月 17 日、最高裁判所第二小法廷は、米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ(Limited Partnership、以下「LPS」といいます。)は日本の租税法上の「法人」に該当すると判断しました。今回は、この判決(以下「本判決」といいます。)について検討します<sup>1</sup>。

### 1. 事案の概要

この事案は、日本の複数の納税者(いずれも個人)が、平成 12 年 12 月に米国デラウェア州で組成したLPS(以下「本件LPS」といいます。)<sup>2</sup>を通じて米国所在の中古不動産を取得して不動産賃貸事業を行い、中古不動産の減価償却費の計上によって生じた不動産所得の損失を給与所得等と損益通算(所得税法 69 条)して、所得税の申告等を行ったところ、税務署長が、かかる損益通算は認められないとして、納税者の平成 13 年から平成 17 年分の所得税の更正処分等を行ったというものです。その理由は、本件LPSは日本の租税法上の「法人」に該当し、不動産賃貸事業により生じた所得は「法人」である本件LPSの所得となるから、構成員たる納税者の不動産所得に該当しない、というものでした。

これに対し、納税者がLPSは法人に該当しない等と主張して東京・大阪・名古屋の各裁判所で取消訴訟を提起したところ、これ

<sup>1</sup> なお、同じ争点が問題となり納税者が勝訴した東京地裁平成 23 年 7 月 19 日判決裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/986/081986\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/986/081986_hanrei.pdf))については、本ニューズレター2011 年 12 月号([https://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter\\_201112\\_bt1.pdf](https://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_201112_bt1.pdf))で紹介しており、また、本判決の原審である名古屋高裁平成 25 年 1 月 24 日判決裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/594/083594\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/594/083594_hanrei.pdf))等については、本ニューズレター2014 年 3 月号([https://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter\\_201403\\_bt1.pdf](https://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_201403_bt1.pdf))で紹介しておりますので、併せてご参照願います。

<sup>2</sup> 厳密には、各本件で、日本の納税者は信託を通じて米国デラウェアでLPSを組成しています。

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

まで、東京地裁、名古屋地裁、名古屋高裁が納税者勝訴の判決を、大阪地裁、大阪高裁、東京高裁が納税者敗訴の判決をそれぞれ下し、高裁レベルで判断が分かれる結果となっていました。本判決は、このうちの名古屋高裁判決を破棄して納税者敗訴の判決を言い渡したものです<sup>3</sup> 4。

## 2. 本判決の要旨

本判決は、日本の租税法が、「組織体のうちその構成員とは別個に租税債務を負担させることが相当であると認められるものを納税義務者としてその所得に課税するものとしている」ところ、「外国法に基づいて設立された組織体のうち内国法人に相当するものとしてその構成員とは別個に租税債務を負担させることが相当であると認められるものを外国法人と定め、これを内国法人等とともに自然人以外の納税義務者の一類型としているものと解される」とした上で、外国法に基づいて設立された組織体が租税法上の外国法人(所得税法2条1項7号、法人税法2条4号)に該当するか否かの判断について、以下のとおり判示しました。

- ・ 租税法上の外国法人に該当するかは、「当該組織体が日本法上の法人との対比において我が国の租税法上の納税義務者としての適格性を基礎付ける属性を備えているか否かとの観点から判断することが予定されているものということができ」、「我が国においては、ある組織体が権利義務の帰属主体とされることが法人の最も本質的な属性であり、そのような属性を有することは我が国の租税法において法人が独立して事業を行い得るものとしてその構成員とは別個に納税義務者とされていることの主たる根拠であると考えられる上、納税義務者とされる者の範囲は客観的に明確な基準により決められるべきであること等を考慮すると」、上記判断は、「上記の属性の有無に即して、当該組織体が権利義務の帰属主体とされているか否かを基準として判断することが相当であると解される。」
- ・ 「その一方で、外国法に基づいて設立された組織体につき、設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、日本法上の法人に相当する法的地位が付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白である場合には、そのことをもって当該組織体が外国法人に該当する旨又は該当しない旨の判断をすることが相当であると解される。」
- ・ 以上より、「外国法人に該当するか否かを判断するに当たっては、まず、より客観的かつ一義的な判定が可能である後者の観点として、①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討することとなり、これができない場合には、次に、当該組織体の属性に係る前者の観点として、②当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討することとなるものと解される。」

このように本判決は、①設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白か否かという1段階目の基準(以下「第一基準」といいます。)と、②設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、権利義務の帰属主体であると認められるか否かという2段階目の基準(以下「第二基準」といいます。)を順次適用して外国の組織体の法人該当性を判断することとしました。

その上で、本判決は、上記第一基準につき、デラウェア州のLPS法(以下「州LPS法」といいます。)<sup>5</sup>が、同州のLPSは「separate legal entity」であると規定していることについて、「legal entity」が日本法上の法人に相当する法的地位を指すものであ

<sup>3</sup> 厳密には、過少申告加算税賦課決定処分につき国税通則法65条4項の「正当な理由」の有無について審理させるため、事件を名古屋高裁に差し戻しています。

<sup>4</sup> 東京高裁平成25年3月13日判決裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/680/083680\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/680/083680_hanrei.pdf))・大阪高裁平成25年4月25日判決裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/705/083705\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/083705_hanrei.pdf))に対して納税者がした上告及び上告受理の申立ては、本判決と同日に、最高裁が上告棄却・上告不受理を決定し、納税者の敗訴が確定しています。

るか否かは明確でなく、また、「separate legal entity」とされる組織体が、かかる法的地位を有すると評価できるか否かも明確ではないとし、州 LPS 法や関連法令の他の規定の文言等も参照した上で、州 LPS 法上「separate legal entity」となるとされている本件 LPS が「デラウェア州法において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるとはいいい難い」として、第一基準では判断できないとしました。

そこで次に、本判決は、上記第二基準について検討し、州 LPS 法上、LPS は、法令及びリミテッド・パートナーシップ契約により付与された全ての権限を保有しそれを行行使できるものとされていること、構成員であるパートナーが LPS の特定の財産について持分を有しないとされていること等に鑑みると、本件 LPS は「自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件各 LPS に帰属するものといえることができるから、権利義務の帰属主体である」として、本件 LPS は外国法人に該当すると判示しました。

### 3. 検討

#### (1) 本判決の示した判断基準の特徴

##### ア 租税法独自の観点からの「法人」概念

本判決は、日本の租税法上の「法人」該当性の判断基準を示したのですが、そこで判断された、租税法上の「法人」の意義が、租税法の観点から同法固有の概念として解釈されたのか、私法上の「法人」の意義を借用されたものかという点については議論の余地があるように思われます。

即ち、納税者も国も、これまでは租税法上の「法人」は私法上の「法人」の意義と等しいとする考え方(いわゆる借用概念の統一説)を前提としてそれぞれの主張をしていました<sup>5</sup>。しかしながら、本判決では、「日本法上の法人との対比において我が国の租税法上の納税義務者としての適格性を基礎付ける属性を備えているか否か」(傍点は筆者らによります。)で判断すると述べられていることからすれば、本判決は基本的には租税法独自の観点から「法人」概念の解釈に関する判断をしたと考えられるように思われます。もっとも、他方で、本判決が、「権利義務の帰属主体とされているか」が「適格性を基礎付ける属性」である、との判示部分の根拠として、「我が国においては、ある組織体が権利義務の帰属主体とされることが法人の最も本質的な属性であ[る]」ことを挙げている点に焦点を当てるとすれば、本判決は、「法人」概念の解釈を行うに当たり、一定程度租税法以外の私法その他の法領域の「法人」の特徴(属性)を参照したものと読むことも一応可能であるように思われます。この点については、本判決が、伝統的な固有概念と借用概念という枠組みとは異なった整理を行ったのかという点について、更なる検討が必要とされるところです。

##### イ 法人の本質的な属性について

本判決は、上記アで述べたとおり、「権利義務の帰属主体とされることが法人の最も本質的な属性」であるということを示し、第二基準を導く根拠としています。しかしながら、本判決は、第二基準を導くために最も重要である、「権利義務の帰属主体であることが法人の最も本質的な属性」であるということについては何らその根拠を述べずに唐突にその旨のみが述べられています。特に、法人といえるための必要条件(法人であれば備えている属性)であることは否定できないものの、充分条件である(権利義務の主体であれば法人である)とまでは直ちにいい切れないと思われることからすれば、本判決はこの点において理由が不十分であることは否めないと思われます。

<sup>5</sup> 例えば前掲注 4・東京高裁平成 25 年 3 月 13 日判決は、日本の租税法上の法人概念について、「私法上の概念と同じ意義に解するのが相当である」と判示していました。

## ウ 第一基準について

本判決は2つの基準を掲げていますが、これら2つの基準が判断基準として十分なものであるかについては疑問があります。

まず、本判決は「より客観的かつ一義的な判定が可能な」基準として第一基準を導いていますが、第一基準にいう「日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないこと」が「疑義のない程度に明白である場合」とは、そもそもどのような場合を指すのかという点について、客観的かつ一義的に判定することは困難なように思われます。

即ち、そもそも、第一基準にいう「日本法上の法人に相当する法的地位」の意義は本判決の判示から明らかではありません。その意味するところが、日本法上の法人の本質的属性として規定された第二基準の内容(権利義務の帰属主体であること)と同一であるとすれば、第一基準独自の意味はなく、2段階で判断する意味はなくなります。しかし、本判決は、「権利義務の帰属主体とされること」の他に日本法上の法人の性質や地位に関する説明を行っていません。第一基準を第二基準から独立した形式的な基準として有用な規範にするためには、前記イで指摘したとおり、何が組織体を法人たらしめる十分条件であるのか、という点を明らかにすることが必要だったと思われま

す。また、判決文からは、どのような場合に法人に相当する法的地位を付与されていることが「疑義のない程度に明白」といえるかも明らかではありません。判決文には、「デラウェア州一般会社法…における株式会社(corporation)については、『a body corporate』という文言が用いられ…『separate legal entity』との文言は用いられてない」との記載があることから、本判決は、「a body corporate」とされていれば、「法人」であることが「疑義のない程度に明白」であると考えている可能性はありますが、これも定かではありません。本判決は、これまで常識的に「法人」とは異なる組織体であると考えられていたパートナーシップを「法人」に該当するとしたものであり、どのような場合が法人該当性について「疑義のない程度に明白」である場合なのかは、納税者にとっては不明瞭です。

したがって、第一基準は、その内容が不明瞭であり、予測可能性が担保されていない点で、「より客観的かつ一義的な判定が可能な」基準としての有用性に疑問があります。

## エ 第二基準について

法人該当性の実質的根拠が第二基準で述べる権利義務の帰属主体性に求められるとしても、外国の組織体の中には、例えば、「特定の場面や取引等限定された状況の下でのみ権利義務が認められるなど、完全な権利義務主体性を有しない組織体」も抽象的には想定し得るところであり、権利義務の帰属主体か否かの判断は難しく法的安定性に欠ける、との批判も生じるところではないかと思われま

す。本判決は、それを補うために、「より客観的かつ一義的な判定が可能」という実用的な観点から、第一基準をまず適用することとしたものと解されますが、第一基準が第二基準と独立した意義を有するかについて疑問があることは、前記ウで述べたとおりです。

### (2) 本判決が及ぼす影響

#### ア その他のパートナーシップが「法人」とされる可能性

本判決は、デラウェア州のLPSの日本法の租税上の「法人」該当性が問題となった事案ですが、上記2で示した判示内容からすれば、本判決の判示は、当該事案のみならず、外国の組織体がいかなる場合に日本の租税法上の「法人」に該当するかということ判断するための基準を示したものと解することができます。したがって、今後の実務においては、本判決の判示に基づき、外国の組織体の「法人」該当性を判断していくことになるものと思われま

#### (ア) 統一法を採用した LPS 法を有する米国各州の LPS について

本判決はデラウェア州の LPS が日本の租税法上の「法人」に該当すると判示したのですが、州 LPS 法を含め、米国の大多数の州の LPS 法は、2001 年の Revised Uniform Limited Partnership Act(RULPA)というモデル法に依拠したものとなっており、本判決で問題となった州 LPS 法と同様の規定を有する可能性が高いと思われます。それ故、仮に RULPA をモデル法としてデラウェア州の LPS 法と同様の規定を有する法令に基づきデラウェア州以外の州において設立された LPS があるとすれば、かかる LPS も、「権利義務の帰属主体である」として、租税法上の「法人」とされる可能性があります。

#### (イ) ジェネラル・パートナーシップ(GPS)について

更に、本判決の示した法人該当性の判断手法は、LPS 以外の外国事業体にも及ぶものと考えられます。一例として、デラウェア州のジェネラル・パートナーシップ(GPS)について、検討してみます。

まず、本判決は、第一基準の適用について、州 LPS 法 17-201 条(b)にある「separate legal entity」の意義を考察し、これによつては法人であるかどうかを明白に決定することができないと結論付けていますが、州 GPS 法(DELAWARE REVISED UNIFORM PARTNERSHIP ACT)の 15-201 条(a)も、パートナーシップは「separate legal entity which is an entity distinct from its partners」であるという、州 LPS 法とほぼ同じ定義付けを与えるのみです。したがって、GPS についても、第一基準で法人に該当しないと判断される可能性は乏しいものと考えられます。

次に、本判決は、第二基準の適用について、「(州 LPS)法は、リミテッド・パートナーシップにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、リミテッド・パートナーシップ名義でされた法律行為の効果がリミテッド・パートナーシップ自身に帰属することを前提とするものと解され」と判示するに当たり、州 LPS 法 17-106 条(a)(b)項の「営利目的か否かを問わず、一定の例外を除き、いかなる合法的な事業、目的又は活動をも実施することができる」「同法若しくはその他の法律又は当該リミテッド・パートナーシップのパートナーシップ契約により付与された全ての権限及び特権並びにこれらに付随するあらゆる権限を保有し、それを行行使することができる」という規定や、パートナーシップ持分自体が財産権(personal property)となることを述べる当時の 17-701 条を参照していますが、州 GPS 法にも、概ね同様の条項があります。

LPS と同様、デラウェア州を含む米国の多くの州では、Revised Uniform Partnership Act(RUPA)というモデル法に依拠して GPS 法を制定していることから、今後は、デラウェア州をはじめとした米国の GPS についても、本判決の規範に基づき、LPS と同様に租税法上の「法人」に該当するか否かを慎重に検討する必要があるように思われます。

#### (ウ) その他の国のパートナーシップについて

LPS を含め、パートナーシップという形態は米国特有のものではなく、諸外国において見られるものですが、個々の国によってその性質は異なるため、外国のパートナーシップが租税法上の「法人」と判断されるか否かは、個々に検討する必要があります。

この点、バミューダ諸島LPS法に基づく特例パートナーシップは租税法上の「法人」に該当しないと判断した東京高裁判決は<sup>6</sup>、本判決と同日の平成 27 年 7 月 17 日、最高裁の上告不受理決定により確定しており、デラウェア州のLPSとは逆の結論が最高裁で是認されています。

### イ LPS を用いた海外投資への影響

日本の投資家が、デラウェア州の LPS のパートナーとして LPS を通じて、米国法人の発行する株式等へ投資し(有価証券投資)、配当を受け取っているようなケースがあり、このようなケースでは、例えば以下で述べる点が改めて問題になり得るように思

<sup>6</sup> 東京高裁平成 26 年 2 月 5 日判決裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/434/084434\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/434/084434_hanrei.pdf).)

われます。

#### (ア) 外国税額控除

従前、パートナーである日本の投資家は、デラウェア州の LPS は「法人」ではないとの理解の下、米国法人が控除した配当源泉税の税額について外国税額控除を行っていたのではないかと考えられます。

しかし、本判決の判断と同様に、デラウェア州の LPS が「法人」であることを前提とすると、日本の投資家が受領するのは、米国法人の配当ではなく、LPS という法人による配当である(米国法人がした配当は、デラウェア州の LPS に対する配当である)とされる可能性があります。この場合、我が国では、配当に係る源泉税を負担したのは、法人であるデラウェア州の LPS であって日本の投資家ではないことになり、日本の投資家は米国法人の配当に係る源泉税について外国税額控除を受けられなくなると解される可能性があります<sup>7</sup>。

#### (イ) タックス・ヘイブン対策税制

また、パートナーが日本の居住者で、かつ、デラウェア州の LPS が、米国で構成員課税を選択していた場合、米国課税上はパススルー課税の取扱いを受け、LPS の稼得した収益についての課税はなされません。しかし、日本法の下では、デラウェア州の LPS が「法人」であるとされれば、LPS はパススルーされる事業体ではなく、独立の主体として課税を受けることになります。そうすると、タックス・ヘイブン対策税制(租税特別措置法 66 条の 6 等)の規定を形式的に適用すれば、LPS の米国での租税負担割合はトリガー税率以下となり、LPS が「特定外国子会社等」に該当し同税制が適用されるとも考えられます。もっとも、この点については既に議論がなされており、このような形式的な適用には異論もあることには留意が必要です<sup>8</sup>。本判決を契機に LPS が「特定外国子会社等」に該当しないのか改めて議論する必要があるように思われます。

#### (ウ) その他の影響

他にも、内国法人が LPS 等の外国事業体の持分を 50% 以上保有している場合には、LPS は内国法人の「国外関連者」(租税特別措置法 66 条の 4 第 1 項)とされ、故に内国法人と LPS との取引は「国外関連取引」に該当するものとされることから、LPS との間で適正な対価を伴わない資産や役務の提供があったときは、移転価格税制が適用される可能性もあります<sup>9 10</sup>。

<sup>7</sup> なお、本判決以前から、日本の投資家が法人(内国法人)で LPS を介して保有する外国法人株式の保有比率が 25% 以上である等の法人税法 23 条の 2 の要件を満たす場合、当該内国法人と外国法人の間で外国子会社配当益金不算入制度が適用されるため、外国税額控除を受けられないものとされています。したがって、外国税額控除を行うに際して本判決の影響を受けるのは、日本の投資家が個人の場合か、又は LPS を介して保有する外国法人株式の保有比率が 25% 未満の場合になると考えられます(法人税法 23 条の 2、同法 39 条の 2、法人税法施行令 78 条の 2)(秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度における税務(7)」国際税務 30 巻 8 号 43~44 頁)。

<sup>8</sup> 長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題」税大論叢 59 号 215~222 頁は、投資家が我が国で法人と判定されるが現地では構成員課税がなされる外国事業体に出資した場合を念頭に、「外国事業体が仮に法人課税を受けるとした場合に、現地の法人税法の下でどれだけの租税を負担するかを現地の租税法に従って算定(具体的には、外国事業体に生じた所得の額に現地の法人税率を乗ずる方法により算定)し、その租税負担割合が 25% 以下となるかどうかにより判定するといった簡便な判定方法を採用し、それによって合算課税の対象となるかどうかを判定することが適当ではなからうか」と述べています。また、秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度における税務(5)」国際税務 30 巻 4 号 39~41 頁は、米国 LLC について、「当該米国 LLC の有する所得が、米国事業実質関連所得である場合で、かつ、出資内国法人に他の米国源泉所得がない場合(米国において総合課税を受けない場合)には、原則として、その所得のうち、内国法人に帰せられるものとして計算される額(米国 LLC からの利益の分配額)に対して課される租税の額がいくらであるかで、その租税負担割合(構成員の租税負担割合)を計算し、特定外国子会社等の該当の有無を判断するのが適当」と述べています。落合秀行「外国事業体の税務上の取扱いに関する考察」税大論叢 73 号 144~145 頁は、パススルー課税の適用を受けるデラウェア州の LPS について、上記秋元と同旨を述べています。

<sup>9</sup> 秋元秀仁「米国 LLC と国際課税」租税研究 728 号 342 頁、長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題」税大論叢 59 号 222~223 頁

<sup>10</sup> この他、無償で資産や役務のやり取りをしていたような場合には、持分比率にかかわらず、寄附金課税(法人税法 37 条、租税特別措置法 66 条の 4 第 3 項)がなされることも懸念されます。

また、上記持分を 25%以上保有している等の法人税法 23 条の 2 の要件を満たす場合には、外国子会社配当益金不算入制度が適用され、その限りでは、税負担の軽減が生じると考えられます。

### (3) まとめ

以上のとおり、本判決は、デラウェア州の LPS に関する我が国の税務上の取扱いに大きな影響を与え得る内容となっております。また、本判決の射程は、パートナーシップ以外の外国の事業体にも及ぶ可能性があり、本判決を契機として、検討すべき問題が多々生じることが予想されるため、デラウェア州の LPS に限らず、LPS 等の事業体を用いて海外への投資を行っている場合には、本判決の影響について点検しておく必要があると思われま

以上



みやつか ひさし  
**宮塚 久**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.miyatsuka@jurists.co.jp](mailto:h.miyatsuka@jurists.co.jp)

1996 年弁護士登録。国際課税を含む租税訴訟、その他の税務紛争のほか、労働関係訴訟、証券関係訴訟など、訴訟・争訟案件を多数取り扱う。ほかにも、会社法、労働法その他の一般企業法務を手がけている。



きたむら みちと  
**北村 導人**

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士・公認会計士  
[m.kitamura@jurists.co.jp](mailto:m.kitamura@jurists.co.jp)

2000 年弁護士登録。組織再編税制等の国内税務及び移転価格税制やタックス・ヘイブンを対象とする国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに多数の税務争訟案件を手掛ける。



てんぱく たつや  
**天白 達也**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[t.tempaku@jurists.co.jp](mailto:t.tempaku@jurists.co.jp)

2011 年弁護士登録。株主提案の対応に係る仮処分事件、株主総会決議取消訴訟等の会社関係訴訟・非訟、租税訴訟、国際仲裁、その他の民事・商事争訟案件を手掛ける。



いまい せいすけ  
**今井 政介**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[s.imai@jurists.co.jp](mailto:s.imai@jurists.co.jp)

2012 年弁護士登録。税務、訴訟を中心とした業務を行っているほか、企業不祥事や規制当局による調査への対応等の危機管理案件も手掛ける。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニュースレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 7107-6029  
Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2015